# 園芸団地づくり推進交付金について

水田を有効に活用し畑作物の本作化を推進するために、水田を畑地に転換し高収益品目に取り組む農業経営体の農地の集積・集約化を支援します。5年以上水田を貸し付ける出し手に協力金を交付することで、受け手が農地を集めやすい環境を整えます。

### 1 交付対象者

水田を機構に5年以上貸し付けた農地所有者

## 2 交付対象農地

5年以上の利用権を<u>農地中間管理機構にとおして設定</u>した農地で、以下に該当するものが交付の対象になります。

令和3年度については、令和3年3月から令和4年2月までに農用地利用配分計画又は農用地利用集積計画の公告が終了した農地が対象です。

- (1) <u>水田で</u>利用権設定後に<u>高収益品目が栽培されるもの</u>、又は生産、販売に必要な 用地として利用されるもの。
- (2) 利用権設定後に受け手の経営農地として露地栽培に利用される場合には概ね 1.5 ha 以上、施設栽培に利用される場合には概ね0.5 ha 以上となるものが対象です。認定新規就農者や新たに高収益品目に取り組む者が受け手になる場合には、上記の面積要件は1/2になります。
  - (注)受け手が既に高収益品目を栽培している場合はその面積も面積要件に含みます。 例えば、白ねぎを1.0ha栽培している受け手が新たに0.5haの水田で白 ねぎに取り組む場合、露地栽培の面積は1.5haとなり交付対象となります。

## 3 交付単価

(1) 1万円/10a

概ね1. 5 ha 以上3. 0 ha 未満の連たん農地で露地栽培に取り組む場合概ね0. 5 ha 以上1. 0 ha 未満の連たん農地で施設栽培に取り組む場合

(2) 2万円/1 Oa

概ね3. Oha 以上の連たん農地で露地栽培に取り組む場合概ね1. Oha 以上の連たん農地で施設栽培に取り組む場合

#### (3) 3万円/10a

園芸団地づくり計画内に位置付けられた担い手が露地3ha以上または施設1ha以上利用する場合(連たん要件なし)

## 4 注意事項

(1) 農地所有者が交付金の交付対象となった農地の利用権を3年未満で解約した場合、交付金の返還が必要になります。